

埼玉県犯罪被害者等支援に関する有識者検討会設置要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県における犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するための埼玉県犯罪被害者等支援に関する指針(以下「指針」という。)の策定及び見直し等について、広く学識・経験のある者からの意見を求めるため、埼玉県犯罪被害者等支援に関する有識者検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 指針の策定及び見直しに関する事項
- (2) その他検討会が犯罪被害者等支援に関して特に必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会は、犯罪被害者等の支援に関し学識・経験のある者から、埼玉県犯罪被害者等支援推進会議設置要綱(平成30年6月28日)に定める議長が選任する委員により組織する。

- 2 検討会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 検討会に副会長を置き、会長の推薦に基づき、委員の承認によってこれを定める。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から3年とし、再任を妨げないものとする。ただし、任期の途中で委員の変更があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期とする。

(会議)

第5条 検討会は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員の一部をもって構成する小委員会を設置することができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、検討会及び小委員会に委員以外の出席を求めることができる。
- 4 委員は、検討会又は小委員会における協議の必要性を真に認めるときは、協議内容及び必要性を記載した書面にて、会長に対し検討会又は小委員会の開催を依頼することができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、県民生活部防犯・交通安全課において処理し、その運営は警察本部警務部警務課の協力を得て行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成30年6月28日から施行する。

この要綱は令和6年7月3日から施行する。